

令和6年11月28日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の2第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社名古屋銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
千音寺支店	愛知県名古屋市中川区富田町大字千音寺 字諸桑 3262 番地	愛知県名古屋市中川区千音寺五丁目 1207 番地	2024 年 11 月 23 日

（2）変更の理由

行政による土地の名称及び地番変更に伴う住所変更のため